

令和4年度安曇野市一般会計繰越明許費繰越計算書について

本件について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和5年6月8日 提出

安曇野市長 太田 寛

令和4年度安曇野市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源 国県支出金 地方債	一般財源
3 民生費	1 社会福祉費	介護保険施設整備等補助事務	23,190,000	23,190,000	0	23,190,000	0
						国 23,190,000	
3 民生費	2 児童福祉費	小規模保育施設整備事業	11,173,000	11,173,000	0	10,375,000	798,000
						国 10,375,000	
6 農林水産業費	1 農業費	担い手・集落支援事業	2,490,000	2,490,000	0	2,490,000	0
						国 2,490,000	
6 農林水産業費	1 農業費	後継者育成事業	3,675,000	3,675,000	0	3,675,000	0
						国 3,675,000	
8 土木費	2 道路橋梁費	除雪融雪事業	24,136,000	23,760,000	0	23,700,000	60,000
						地 23,700,000	
8 土木費	2 道路橋梁費	市道新設改良事業（交付金）	120,145,000	118,054,000	0	115,329,000	2,725,000
						国 64,129,000	
						地 51,200,000	
8 土木費	2 道路橋梁費	道路橋梁修繕事業（交付金）	52,500,000	52,500,000	0	50,475,000	2,025,000
						国 26,675,000	
						地 23,800,000	
8 土木費	4 都市計画費	都市再生整備計画事業（明科駅周辺）	385,861,000	374,600,000	0	339,970,000	34,630,000
						国 141,270,000	
						地 198,700,000	
8 土木費	4 都市計画費	公園施設長寿命化事業	8,500,000	8,500,000	0	8,000,000	500,000
						国 4,000,000	
						地 4,000,000	
8 土木費	4 都市計画費	下水道施設統廃合事業	17,200,000	17,200,000	0	17,200,000	0
						地 17,200,000	
10 教育費	2 小学校費	豊科南小学校施設改修事業	32,156,000	32,156,000	0	29,254,000	2,902,000
						国 3,654,000	
						地 25,600,000	
10 教育費	2 小学校費	三郷小学校施設改修事業	888,829,000	888,829,000	0	816,746,000	72,083,000
						国 60,546,000	
						地 756,200,000	
10 教育費	2 小学校費	堀金小学校施設改修事業	9,894,000	9,894,000	0	9,387,000	507,000
						国 987,000	
						地 8,400,000	

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源 国県支出金 地方債	一般財源
10教育費	3 中学校費	豊科南中学校施設改修事業	7,062,000	7,062,000	0	6,746,000 国 1,246,000 地 5,500,000	316,000
10教育費	3 中学校費	堀金中学校施設改修事業	68,307,000	68,307,000	0	62,020,000 国 8,220,000 地 53,800,000	6,287,000
11災害復旧費	2 農林水産施設災害復旧費	耕地災害復旧事業	157,695,000	157,695,000	2,296,000	152,361,000 国 115,468,000 他 36,893,000	3,038,000
合 計			1,812,813,000	1,799,085,000	2,296,000	1,670,918,000 国 465,925,000 地 1,168,100,000 他 36,893,000	125,871,000

※国：国県支出金、地：地方債、その他：他

令和4年度安曇野市一般会計事故繰越し繰越計算書について

本件について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和5年6月8日 提出

安曇野市長 太田 寛

令和4年度安曇野市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
				支出済額	支出未済額			既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
								国県支出金 地方債	国県支出金 地方債	
2 総務費	1 総務管理費	自転車活用推進事業(ハード)	26,059,000	0	26,059,000	0	26,059,000	0	6,000,000	20,059,000
								0	他 6,000,000	
8 土木費	2 道路橋梁費	市道新設改良事業(合併特例債)	32,676,000	10,400,000	22,276,000	0	22,276,000	0	21,100,000	1,176,000
								0	地 21,100,000	
8 土木費	3 河川費	【明許】河川管理事務	53,900,000	0	53,900,000	0	53,900,000	0	53,900,000	0
								0	地 53,900,000	
8 土木費	4 都市計画費	潮雨水ポンプ施設修繕事業	19,800,000	7,920,000	11,880,000	0	11,880,000	0	0	11,880,000
								0	0	
11 災害復旧費	2 農林水産施設災害復旧費	【明許】林業災害復旧事業	11,088,000	0	11,088,000	0	11,088,000	0	7,200,000	3,888,000
								0	地 7,200,000	
11 災害復旧費	2 農林水産施設災害復旧費	【明許】耕地災害復旧事業	186,805,000	300,000	186,505,000	0	186,505,000	0	186,505,000	0
								0	国 131,324,000	
								0	他 55,181,000	
								0	274,705,000	
								国 0	国 131,324,000	
								地 0	地 82,200,000	
								他 0	他 61,181,000	
	合 計		330,328,000	18,620,000	311,708,000	0	311,708,000			37,003,000

※国：国県支出金、地：地方債、他：その他

令和4年度安曇野市水道事業会計予算繰越計算書について

本件について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和5年6月8日 提出

安曇野市長 太田 寛

令和4年度安曇野市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						損益勘定留保資金	負担金			
1	1	安曇野市水道事業県道田多井中萱豊科線改良に伴う給水管布設替工事	2,475,000	0	2,475,000	1,837,000	638,000	0	0	県道改良工事に遅れが生じたため、年度内の完成が見込めない。
合計			2,475,000	0	2,475,000	1,837,000	638,000	0	0	

令和4年度安曇野市下水道事業会計予算繰越計算書について

本件について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和5年6月8日 提出

安曇野市長 太田 寛

令和4年度安曇野市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明				
						交付金	企業債	出資金	損益勘定留保資金等							
1	資本的支出	1	建設改良費	下水道施設統廃合事業接続管路実施設計業務委託	62,420,000	0	62,420,000	31,210,000	15,605,000	15,605,000	0	0	0	設計延長が長距離であり、年度内の業務完了が見込めない。		
				下水道施設統廃合事業地質調査業務委託	6,380,000	0	6,380,000	3,190,000	1,595,000	1,595,000	0	0	0	0	設計業務と関連しており、年度内の業務完了が見込めない。	
				新田2号マンホールポンプ場改築更新工事	16,852,000	0	16,852,000	5,090,000	9,600,000	0	2,162,000	0	0	0	0	半導体が不足しており、年度内の工事完成が見込めない。
				豊科第3幹線実施設計業務委託	4,202,000	0	4,202,000	1,800,000	1,900,000	0	502,000	0	0	0	0	交付金の内示が遅かったことにより、業務期間が確保できず、年度内の完了が見込めない。
				中萱第2マンホールポンプ場ほか改築更新工事	33,033,000	0	33,033,000	15,500,000	16,600,000	0	933,000	0	0	0	0	0
合	計		122,887,000	0	122,887,000	56,790,000	45,300,000	17,200,000	3,597,000	0	0	0				

報告第6号

地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月8日 提出

安曇野市長 太田 寛

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市豊科6000番地における事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月29日

安曇野市長 太田 寛

1 和解の相手方

住所 安曇野市

氏名

2 事故の概要

令和5年2月10日、安曇野市役所駐車場内において、公用車が後退した際、後方確認を怠り停止していた相手車両に衝突した物損事故。

3 和解の内容

本件事故の原因は、安曇野市運転手の不注意であるため、安曇野市の過失を100%とする。

よって、安曇野市は上記1の相手方に対し、損害賠償金として241,113円を支払う。

なお、本件事故に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

報告第7号

地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月8日 提出

安曇野市長 太田 寛

専 決 処 分 書

安曇野市穂高柏原 4579 番地 1 先における事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 4 月 19 日

安曇野市長 太田 寛

1 和解の相手方

住所 安曇野市

氏名

2 事故の概要

令和 5 年 3 月 27 日、損害賠償請求者が運転する普通自動車市道穂高 1 級 9 号線を走行中、市道に陥没があり通行後車両左前輪が損傷したものである。

3 和解の内容

本事故の原因は、道路管理者の施設管理に瑕疵があると認め、安曇野市の過失を 50%とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 14,000 円を賠償するものとする。

なお、本件事故に関し、安曇野市と損害賠償請求者との間には、損害賠償金以外一切の債権債務がないことを相互に確認した。

報告第8号

債権放棄の報告について（住宅新築資金等貸付元利金に係る債権）

安曇野市債権管理条例（平成27年安曇野市条例第10号）第6条第1項の規定により、住宅新築資金等貸付金に係る債権を放棄したので、同条例第7条の規定により報告する。

記

別記様式による。

令和5年6月8日 提出

安曇野市長 太田 寛

別記様式

- 1 放棄した債権の名称 住宅新築資金等貸付元利金
- 2 債権を放棄した日 令和5年3月27日
- 3 債権を放棄した事由、件数、額等

放棄した事由	発生年度	件数 (件)	債権額 (円)	備考
条例第6条第1項第1号に該当	昭和54年	1	87,554	
条例第6条第1項第1号に該当	昭和55年	10	335,991	
条例第6条第1項第1号に該当	昭和56年	15	496,507	
条例第6条第1項第1号に該当	昭和57年	16	794,968	
条例第6条第1項第1号に該当	昭和58年	16	622,660	
条例第6条第1項第1号に該当	昭和59年	16	884,968	
条例第6条第1項第1号に該当	昭和60年	16	884,968	
条例第6条第1項第1号に該当	昭和61年	16	884,968	
条例第6条第1項第1号に該当	昭和62年	16	884,968	
条例第6条第1項第1号に該当	昭和63年	16	864,864	
条例第6条第1項第1号に該当	平成元年	16	884,968	
条例第6条第1項第1号に該当	平成2年	16	884,968	
条例第6条第1項第1号に該当	平成3年	16	884,968	
条例第6条第1項第1号に該当	平成4年	16	867,192	
条例第6条第1項第1号に該当	平成5年	14	573,667	
条例第6条第1項第1号に該当	平成6年	13	449,206	
条例第6条第1項第1号に該当	平成7年	1	256,102	
条例第6条第1項第1号に該当	平成8年	1	256,102	
条例第6条第1項第1号に該当	平成9年	1	256,102	
条例第6条第1項第1号に該当	平成10年	1	256,102	
条例第6条第1項第1号に該当	平成11年	1	256,102	
条例第6条第1項第1号に該当	平成12年	1	256,102	
条例第6条第1項第1号に該当	平成13年	1	256,102	
条例第6条第1項第1号に該当	平成14年	1	256,102	
条例第6条第1項第1号に該当	平成15年	1	256,102	
合計		238	13,592,303	

- 4 時効の根拠及び時効期間
改正前民法第167条第1項（私債権・10年時効）

報告第9号

債権放棄の報告について（水道料金に係る債権）

安曇野市債権管理条例（平成27年安曇野市条例第10号）第6条第1項の規定により、水道料金に係る債権を放棄したので、同条例第7条の規定により報告する。

記

別記様式による。

令和5年6月8日 提出

安曇野市長 太田 寛

別記様式

- 1 放棄した債権の名称 水道料金
- 2 債権を放棄した日 令和5年2月27日
- 3 債権を放棄した事由、件数、額等

放棄した事由	発生年度	件数 (件)	債権額 (円)	備考
条例第6条第1項第1号に該当	平成22年度	1	2,625	
条例第6条第1項第1号に該当	平成24年度	1	7,085	
条例第6条第1項第1号に該当	平成27年度	2	6,160	
条例第6条第1項第1号に該当	平成30年度	1	5,870	
条例第6条第1項第1号に該当	平成31年度	8	21,550	
条例第6条第1項第1号に該当	令和2年度	3	6,506	
条例第6条第1項第3号に該当	令和2年度	2	5,744	
条例第6条第1項第3号に該当	令和3年度	2	10,992	
条例第6条第1項第4号に該当	平成11年度	6	35,930	
条例第6条第1項第4号に該当	平成12年度	6	34,490	
条例第6条第1項第4号に該当	平成13年度	6	27,180	
条例第6条第1項第4号に該当	平成14年度	1	5,390	
条例第6条第1項第4号に該当	平成16年度	2	20,300	
条例第6条第1項第4号に該当	平成17年度	5	66,596	
条例第6条第1項第4号に該当	平成18年度	12	56,466	
条例第6条第1項第4号に該当	平成19年度	3	10,764	
条例第6条第1項第4号に該当	平成20年度	5	22,486	
条例第6条第1項第4号に該当	平成21年度	3	10,560	
条例第6条第1項第4号に該当	平成22年度	3	8,520	
条例第6条第1項第4号に該当	平成24年度	7	26,010	
条例第6条第1項第4号に該当	平成25年度	6	39,803	
条例第6条第1項第4号に該当	平成26年度	12	49,796	
条例第6条第1項第4号に該当	平成27年度	3	9,240	
条例第6条第1項第4号に該当	平成29年度	4	13,874	
条例第6条第1項第4号に該当	平成30年度	4	16,297	
条例第6条第1項第4号に該当	平成31年度	3	8,824	
条例第6条第1項第4号に該当	令和2年度	6	17,896	
条例第6条第1項第4号に該当	令和3年度	6	17,842	
合計		123	564,796	

- 4 時効の根拠及び時効期間 改正民法（施行日：令和2年4月1日）第166条により5年
 （改正前に締結した給水契約に基づいて発生した水道料金は、改正民法附則第10条第4項により改正前民法第173条が適用され2年）

報告第10号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和5年6月8日 提出

安曇野市長 太田 寛

(別紙)

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

安曇野市長 太田 寛

安曇野市税条例の一部を改正する条例

安曇野市税条例（平成17年安曇野市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び県民税額」を「、個人の県民税額及び森林環境税額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項に

において同じ。)」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第45条第1項中「によって」を「により」に改める。

第46条中「第5号の15様式」の次に「若しくは第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の5第1項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第82条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号

イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第15項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第16項中「附則第15条第43号」を「附則第15条第42項」に改め、同条第18項を次のように改める。

18 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第15条の2を削る。

附則第15条の2の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条を附則第15条の2とする。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に、「同条の規定中」を「規定中」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第

446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第24条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第82条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の安曇野市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日

（2） 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第45条、第47条、第47条の2、第47条の5及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日

（3） 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の安曇野市税条例の規定中個人の市民税に

関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき安曇野市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の安曇野市税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報告第11号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和5年6月8日 提出

安曇野市長 太田 寛

(別紙)

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

安曇野市長 太田 寛

安曇野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

安曇野市国民健康保険条例（平成17年安曇野市条例第136号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万8千円」を「48万8,000円」に改め、同項ただし書中「42万円」を「50万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の安曇野市国民健康保険条例第6条第1項の規定は、令和5年4月1日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

報告第12号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和5年6月8日 提出

安曇野市長 太田 寛

(別紙)

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

安曇野市長 太田 寛

安曇野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

安曇野市国民健康保険税条例（平成17年安曇野市条例第137号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第19条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5千円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

第19条の2中「第20条の2」を「第20条の2第1項」に改める。

第20条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第8項中「第19条第1項」を「第19条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第9項、第10項、第12項から第15項まで、第18項及び第19項中「第19条第1項の」を「第19条の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の安曇野市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第 13 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 5 年 6 月 8 日 提出

安曇野市長 太田 寛

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 4 年度安曇野市一般会計補正予算（専決第 3 号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和 5 年 3 月 24 日

安曇野市長 太田 寛

令和4年度 安曇野市一般会計補正予算（専決第3号）

令和4年度安曇野市の一般会計補正予算（専決第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ119,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,866,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 地方譲与税		518,724	△ 17,465	501,259
	1 地方揮発油譲与税	120,000	△ 285	119,715
	2 自動車重量譲与税	376,000	△ 17,674	358,326
	3 森林環境譲与税	22,724	494	23,218
3 利子割交付金		8,000	△ 3,260	4,740
	1 利子割交付金	8,000	△ 3,260	4,740
4 配当割交付金		47,000	10,272	57,272
	1 配当割交付金	47,000	10,272	57,272
5 株式等譲渡所得割交付金		76,000	△ 34,642	41,358
	1 株式等譲渡所得割交付金	76,000	△ 34,642	41,358
6 法人事業税交付金		154,000	48,084	202,084
	1 法人事業税交付金	154,000	48,084	202,084
7 地方消費税交付金		2,201,000	204,075	2,405,075
	1 地方消費税交付金	2,201,000	204,075	2,405,075
8 ゴルフ場利用税交付金		37,000	718	37,718
	1 ゴルフ場利用税交付金	37,000	718	37,718
9 環境性能割交付金		45,000	△ 10,653	34,347
	1 環境性能割交付金	45,000	△ 10,653	34,347
10 地方特例交付金		115,703	2,166	117,869
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	0	2,166	2,166
11 地方交付税		12,445,504	85,238	12,530,742
	1 地方交付税	12,445,504	85,238	12,530,742
13 分担金及び負担金		342,470	8,799	351,269
	1 分担金	16,774	3,876	20,650
	2 負担金	325,696	4,923	330,619
14 使用料及び手数料		318,810	△ 16,650	302,160
	1 使用料	151,844	△ 3,103	148,741
	2 手数料	166,966	△ 13,547	153,419
15 国庫支出金		6,523,852	△ 138,393	6,385,459
	1 国庫負担金	3,471,849	△ 27,494	3,444,355
	2 国庫補助金	3,025,193	△ 119,095	2,906,098
	3 国庫委託金	26,810	8,196	35,006
16 県支出金		2,771,128	△ 128,552	2,642,576
	1 県負担金	1,413,850	△ 55,850	1,358,000
	2 県補助金	1,042,602	△ 39,475	1,003,127
	3 県委託金	314,676	△ 33,227	281,449

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 財産収入		53,560	6,485	60,045
	1 財産運用収入	42,008	68	42,076
	2 財産売払収入	11,552	6,417	17,969
18 寄附金		655,162	△ 13,359	641,803
	1 寄附金	655,162	△ 13,359	641,803
19 繰入金		1,860,371	△ 19,879	1,840,492
	1 特別会計繰入金	3,434	△ 768	2,666
	2 基金繰入金	1,856,937	△ 19,111	1,837,826
21 諸収入		3,263,684	2,516	3,266,200
	3 貸付金元利収入	2,461,397	△ 2,176	2,459,221
	4 受託事業収入	1,434	365	1,799
	5 雑入	790,706	4,327	795,033
22 市債		2,792,700	△ 104,500	2,688,200
	1 市債	2,792,700	△ 104,500	2,688,200
補正に係らない款・項		12,755,332	0	12,755,332
歳入合計		46,985,000	△ 119,000	46,866,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		244,661	△ 9,507	235,154
	1 議会費	244,661	△ 9,507	235,154
2 総務費		5,638,082	1,311,831	6,949,913
	1 総務管理費	4,709,919	1,385,112	6,095,031
	2 徴税費	536,887	△ 31,987	504,900
	3 戸籍住民基本台帳費	206,789	△ 2,647	204,142
	4 選挙費	154,423	△ 38,336	116,087
	5 統計調査費	2,682	△ 19	2,663
	7 公平委員会費	533	△ 292	241
3 民生費		15,263,651	△ 689,766	14,573,885
	1 社会福祉費	8,736,377	△ 389,754	8,346,623
	2 児童福祉費	5,643,663	△ 201,067	5,442,596
	3 生活保護費	883,111	△ 98,945	784,166
4 衛生費		3,246,811	△ 218,261	3,028,550
	1 保健衛生費	2,349,111	△ 212,392	2,136,719
	2 清掃費	838,338	△ 5,869	832,469
6 農林水産業費		1,428,436	△ 24,436	1,404,000
	1 農業費	627,644	△ 18,503	609,141
	2 林業費	298,703	494	299,197
	3 耕地費	494,249	△ 6,427	487,822
	4 水産業費	7,840	0	7,840
7 商工費		3,954,455	△ 106,127	3,848,328
	1 商工費	3,954,455	△ 106,127	3,848,328
8 土木費		5,037,701	△ 76,731	4,960,970
	2 道路橋梁費	1,418,875	△ 16,191	1,402,684
	3 河川費	55,689	0	55,689
	4 都市計画費	2,916,342	△ 12,695	2,903,647
	5 住宅費	393,008	△ 47,845	345,163
9 消防費		1,462,429	△ 18,720	1,443,709
	1 消防費	1,462,429	△ 18,720	1,443,709
10 教育費		4,660,547	△ 84,900	4,575,647
	1 教育総務費	1,507,399	△ 33,536	1,473,863
	2 小学校費	1,413,449	△ 11,898	1,401,551
	3 中学校費	455,704	△ 16,191	439,513
	4 幼稚園費	78,579	△ 9,496	69,083
	5 社会教育費	944,283	△ 9,722	934,561
	6 保健体育費	261,133	△ 4,057	257,076

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 災害復旧費		244,117	0	244,117
	2 農林水産施設災害復旧費	242,617	0	242,617
12 公債費		5,693,514	△ 202,383	5,491,131
	1 公債費	5,693,514	△ 202,383	5,491,131
補正に係らない款・項		110,596	0	110,596
歳出合計		46,985,000	△ 119,000	46,866,000

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	介護保険施設整備等補助事業	23,190
3 民生費	2 児童福祉費	小規模保育施設整備事業	11,173
11 災害復旧費	2 農林水産施設 災害復旧費	耕地災害復旧事業	157,695

第3表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
旧合併特例事業債(民生債)	245,700	証書借入	3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率を見直した後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は債権者と協定するものによる。 ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。	219,700	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
施設整備事業債(民生債)	106,400	同上	同上	同上	106,200	同上	同上	同上
旧合併特例事業債(消防債)	76,200	同上	同上	同上	67,800	同上	同上	同上
公共事業等債(農林債)	12,300	同上	同上	同上	10,800	同上	同上	同上
公共事業等債(土木債)	427,200	同上	同上	同上	381,800	同上	同上	同上
旧合併特例事業債(土木債)	328,900	同上	同上	同上	313,300	同上	同上	同上
緊急自然災害防止対策事業債(土木債)	68,400	同上	同上	同上	66,800	同上	同上	同上
旧合併特例事業債(教育債)	836,700	同上	同上	同上	831,300	同上	同上	同上
防災・減災、国土強靱化緊急対策事業債(教育債)	5,700	同上	同上	同上	5,600	同上	同上	同上
旧合併特例事業債(商工債)	900	同上	同上	同上	600	同上	同上	同上

報告第14号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和5年6月8日 提出

安曇野市長 太田 寛

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度安曇野市国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月24日

安曇野市長 太田 寛

(別紙)

令和4年度 安曇野市国民健康保険特別会計補正予算
(専決第1号)

令和4年度安曇野市の国民健康保険特別会計補正予算(専決第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ49,675千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,465,016千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険税		1,819,675	9,286	1,828,961
	1 国民健康保険税	1,819,675	9,286	1,828,961
3 国庫支出金		1	69	70
	1 国庫補助金	1	69	70
4 県支出金		6,794,057	8,558	6,802,615
	1 県補助金	6,794,056	8,559	6,802,615
	2 財政安定化基金交付金	1	△ 1	0
6 繰入金		764,886	△ 72,142	692,744
	1 他会計繰入金	644,886	△ 12,142	632,744
	2 基金繰入金	120,000	△ 60,000	60,000
8 諸収入		85,637	4,554	90,191
	1 延滞金及び過料	10,002	△ 2	10,000
	2 預金利子	1	△ 1	0
	3 貸付金元利収入	2,000	△ 2,000	0
	4 受託事業収入	16,170	5,526	21,696
	6 雑入	55,909	1,031	56,940
補正に係らない款・項		50,435	0	50,435
歳 入 合 計		9,514,691	△ 49,675	9,465,016

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		38,140	△ 2,645	35,495
	1 総務管理費	28,545	△ 2,360	26,185
	2 賦課徴収費	9,310	△ 211	9,099
	3 運営協議会費	230	△ 74	156
2 保険給付費		6,741,599	△ 6,814	6,734,785
	1 療養諸費	5,875,301	△ 1,586	5,873,715
	2 高額療養費	821,237	△ 275	820,962
	3 移送費	251	△ 251	0
	4 出産育児諸費	18,910	△ 2,696	16,214
	5 葬祭諸費	3,900	△ 570	3,330
	6 精神諸費	21,000	△ 1,222	19,778
	7 傷病手当諸費	1,000	△ 214	786
3 国民健康保険事業費 納付金		2,426,088	0	2,426,088
	1 医療給付費分	1,641,287	0	1,641,287
	3 介護納付金分	206,124	0	206,124
4 保健事業費		210,018	△ 39,425	170,593
	1 保健事業費	15,865	△ 4,422	11,443
	2 特定健康診査等事業費	194,153	△ 35,003	159,150
7 諸支出金		63,953	△ 1,804	62,149
	1 償還金利子及び還付加算金	63,953	△ 1,804	62,149
8 予備費		9,019	1,013	10,032
	1 予備費	9,019	1,013	10,032
補正に係らない款・項		25,874	0	25,874
歳 出 合 計		9,514,691	△ 49,675	9,465,016

報告第15号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和5年6月8日 提出

安曇野市長 太田 寛

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度安曇野市後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月24日

安曇野市長 太田 寛

(別紙)

令和4年度 安曇野市後期高齢者医療特別会計補正予算
(専決第1号)

令和4年度安曇野市の後期高齢者医療特別会計補正予算(専決第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,774千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,382,616千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料		1,040,300	12,462	1,052,762
	1 後期高齢者医療保険料	1,040,300	12,462	1,052,762
2 使用料及び手数料		60	67	127
	1 手数料	60	67	127
3 繰入金		301,161	△ 521	300,640
	1 一般会計繰入金	301,161	△ 521	300,640
5 諸収入		731	△ 234	497
	1 延滞金、加算金及び過料	11	13	24
	2 償還金及び還付加算金	720	△ 247	473
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		28,590	0	28,590
歳 入 合 計		1,370,842	11,774	1,382,616

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		5,650	△ 450	5,200
	1 総務管理費	47	△ 11	36
	2 徴収費	5,603	△ 439	5,164
2 後期高齢者医療広域 連合納付金		1,363,561	△ 18,945	1,344,616
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,363,561	△ 18,945	1,344,616
3 諸支出金		720	△ 245	475
	1 償還金及び還付加算金	720	△ 245	475
4 予備費		911	31,414	32,325
	1 予備費	911	31,414	32,325
補正に係らない款・項				
歳 出 合 計		1,370,842	11,774	1,382,616

報告第16号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和5年6月8日 提出

安曇野市長 太田 寛

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度安曇野市介護保険特別会計補正予算（専決第1号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月24日

安曇野市長 太田 寛

(別紙)

令和4年度 安曇野市介護保険特別会計補正予算（専決第1号）

令和4年度安曇野市の介護保険特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ496,671千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,919,722千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保険料		2,100,378	26,142	2,126,520
	1 介護保険料	2,100,378	26,142	2,126,520
2 使用料及び手数料		180	23	203
	1 手数料	180	23	203
3 国庫支出金		2,344,141	△ 35,123	2,309,018
	1 国庫負担金	1,742,521	△ 77,841	1,664,680
	2 国庫補助金	601,620	42,718	644,338
4 支払基金交付金		2,529,097	2	2,529,099
	1 支払基金交付金	2,529,097	2	2,529,099
5 県支出金		1,355,459	8	1,355,467
	1 県負担金	1,291,547	△ 1	1,291,546
	2 県補助金	63,912	9	63,921
6 サービス収入		21,755	△ 218	21,537
	1 介護予防給付費収入	21,755	△ 218	21,537
8 繰入金		1,827,459	△ 487,553	1,339,906
	1 一般会計繰入金	1,445,173	△ 105,267	1,339,906
	2 基金繰入金	382,286	△ 382,286	0
10 諸収入		5	48	53
	1 預金利子	1	△ 1	0
	2 雑入	3	6	9
	3 延滞金・加算金及び過料	1	43	44
補正に係らない款・項		237,919	0	237,919
歳 入 合 計		10,416,393	△ 496,671	9,919,722

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		100,275	△ 15,683	84,592
	1 総務管理費	13,285	△ 2,643	10,642
	2 徴収費	4,480	△ 192	4,288
	3 介護認定審査会費	82,510	△ 12,848	69,662
2 保険給付費		9,598,001	△ 660,030	8,937,971
	1 介護サービス等諸費	9,168,795	△ 610,452	8,558,343
	2 その他諸費	8,785	△ 64	8,721
	3 高額介護サービス等費	180,716	△ 4,357	176,359
	4 特定入所者介護サービス等費	211,463	△ 42,009	169,454
	5 高額医療合算介護サービス等費	28,242	△ 3,148	25,094
3 地域支援事業		456,159	△ 36,441	419,718
	1 介護予防事業	20,807	△ 6,239	14,568
	2 包括的支援事業・任意事業費	104,071	△ 6,752	97,319
	3 介護予防・日常生活支援総合事業	328,035	△ 22,140	305,895
	4 その他諸費	3,246	△ 1,310	1,936
4 介護サービス事業費		21,755	△ 1,973	19,782
	1 介護予防支援事業	21,755	△ 1,973	19,782
5 保健福祉事業費		1,200	△ 549	651
	1 保健福祉事業費	1,200	△ 549	651
7 公債費		100	△ 100	0
	1 公債費	100	△ 100	0
8 諸支出金		99,476	△ 20	99,456
	1 償還金及び還付加算金	99,476	△ 20	99,456
9 予備費		50	218,125	218,175
	1 予備費	50	218,125	218,175
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		139,377	0	139,377
歳 出 合 計		10,416,393	△ 496,671	9,919,722

報告第 17 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 5 年 6 月 8 日 提出

安曇野市長 太田 寛

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 4 年度安曇野市産業団地造成事業特別会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和 5 年 3 月 24 日

安曇野市長 太田 寛

(別紙)

令和4年度 安曇野市産業団地造成事業特別会計
補正予算（専決第1号）

令和4年度安曇野市の産業団地造成事業特別会計補正予算（専決第1号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ546千円を減額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,938千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		2,356	△ 546	1,810
	1 他会計繰入金	2,356	△ 546	1,810
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		128	0	128
歳 入 合 計		2,484	△ 546	1,938

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 産業団地事業費		2,484	△ 546	1,938
	1 産業団地事業費	2,484	△ 546	1,938
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項				
歳 出 合 計		2,484	△ 546	1,938

報告第 18 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 5 年 6 月 8 日 提出

安曇野市長 太田 寛

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 4 年度安曇野市有明荘特別会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和 5 年 3 月 24 日

安曇野市長 太田 寛

(別紙)

令和4年度 安曇野市有明荘特別会計補正予算
(専決第1号)

令和4年度安曇野市の有明荘特別会計補正予算(専決第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ805千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,671千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰入金		10,469	△ 805	9,664
	1 他会計繰入金	10,469	△ 805	9,664
補正に係らない款・項		7	0	7
歳 入 合 計		10,476	△ 805	9,671

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 施設事業費		10,476	△ 805	9,671
	1 施設事業費	10,476	△ 805	9,671
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項				
歳 出 合 計		10,476	△ 805	9,671

報告第 19 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 5 年 6 月 8 日 提出

安曇野市長 太田 寛

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 5 年度安曇野市一般会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和 5 年 4 月 26 日

安曇野市長 太田 寛

令和5年度 安曇野市一般会計補正予算（専決第1号）

令和5年度安曇野市の一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ96,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,312,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		4,606,510	96,000	4,702,510
	2 国庫補助金	1,064,349	96,000	1,160,349
補正に係らない款・項		41,609,490	0	41,609,490
歳 入 合 計		46,216,000	96,000	46,312,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		15,896,095	96,000	15,992,095
	2 児童福祉費	7,271,770	96,000	7,367,770
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		30,319,905	0	30,319,905
歳 出 合 計		46,216,000	96,000	46,312,000